

令和6年第1回東広島市議会定例会

# 提 出 議 案 説 明 書

そ の 2

令和6年3月



## 議案第52号

東広島市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

(健康福祉部介護保険課)

### 1 改正の理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービス、指定介護予防支援等及び指定居宅介護支援等（以下「指定地域密着型サービス等」という。）の人員及び運営に関する基準について必要な事項を定めるとともに、所要の規定の整理を行おうとするものである。

### 2 改正の内容

#### (1) 重要事項の掲示方法の見直し（第1条、第2条、第3条、第4条関係）

指定地域密着型サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者（以下「指定地域密着型サービス事業者等」という。）は、利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を事業所の見やすい場所に掲示することに加えて、原則として、ウェブサイトに掲載しなければならないこととする。

#### (2) 身体的拘束等の適正化の推進（第1条、第2条、第3条、第4条関係）

ア 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定地域密着型通所介護事業者、指定療養通所介護事業者、指定認知症対応型通所介護事業者、指定介護予防認知症対応型通所介護事業者、指定介護予防支援事業者及び指定居宅介護支援事業者（イにおいて「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等」という。）は、その指定を受けたサービスを提供するに当たっては、他の指定地域密着型サービス事業者等がその指定を受けたサービスを提供する場合と同様に、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

イ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者等は、身体的拘束等を行う場合には、他の事業者と同様に、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するとともに、これらの事項に係る記録を整備し、その完結の日から2年間保存しなければならないこととする。

ウ 指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならないこととする。

(ア) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、その事業者が指定を受けたサービスの提供に当たる従業者その他の従業者に周知徹底を図ること。

(イ) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(ウ) (ア)に定める従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

(3) 管理者が兼務することができる職務の範囲の見直し（第1条、第2条、第3条、第4条関係）

指定地域密着型サービス事業者等がその指定に係る事業所、施設等ごとに置かなければならない管理者は、当該事業所、施設等の管理上支障がない場合（指定夜間対応型訪問介護事業者にあつては、当該指定夜間対応型訪問介護事業者が、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、他の事業所、施設等と一体的に運営している場合に限る。）は、当該事業所、施設等と同一敷地内に限らず、他の事業所、施設等の職務にも従事することができるものとする。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置（第1条、第2条関係）

次に掲げる指定地域密着型サービス事業者等は、その指定に係る事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催しなければならないこととする。

- ア 指定小規模多機能型居宅介護事業者
- イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者
- ウ 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者
- エ 指定地域密着型介護老人福祉施設
- オ ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
- カ 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者
- キ 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者
- ク 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者

(5) 指定地域密着型特定施設入居者生活介護の基準（第1条関係）

指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者が指定地域密着型特定施設ごとに置くべき地域密着型特定施設従業者のうち、看護職員及び介護職員の合計数の基準について、次に掲げる要件のいずれにも適合する場合には、次のとおり緩和する。

要件に適合しない場合	要件に適合する場合
常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上	常勤換算方法で、利用者の数が3又はその端数を増すごとに0.9以上

ア (4)に定める委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的を確認していること。

(ア) 利用者の安全及びケアの質の確保

(イ) 地域密着型特定施設従業者の負担の軽減及び勤務状況への配慮

(ウ) 緊急の体制整備

(エ) 介護機器の定期的な点検

(オ) 地域密着型特定施設従業者に対する研修

イ 介護機器を複数種類活用していること。

ウ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間において適切な役割分担を行っていること。

エ 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減が行われていると認められること。

(6) 居住系サービスにおける協力医療機関との連携等（第1条、第2条関係）

在宅医療を担う医療機関又は在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築し、及び新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応することができる体制を平時から構築するため、協力医療機関との連携体制を次のとおり見直す。

ア 指定認知症対応型共同生活介護事業者、指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者（以下「指定認知症対応型共同生活介護事業者等」という。）は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるよう努めなければならないこととする。

(ア) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(イ) 指定認知症対応型共同生活介護事業者等からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

イ 指定認知症対応型共同生活介護事業者等は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならないこととする。

ウ 指定認知症対応型共同生活介護事業者等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるとともに、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

エ 指定認知症対応型共同生活介護事業者等は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所等に速やかに入居させることができるように努めなければならないこととする。

(7) 施設系サービスにおける協力医療機関との連携等（第1条関係）

在宅医療を担う医療機関又は在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築し、及び新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者へ

の診療等を迅速に対応することができる体制を平時から構築するため、協力医療機関との連携体制を次のとおり見直す。

ア 指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「指定地域密着型介護老人福祉施設等」という。）は、入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めておかなければならないこととする。

(ア) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(イ) 指定地域密着型介護老人福祉施設等からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

(ウ) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設等の医師又は協力医療機関その他の医療機関（病院に限る。）の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

イ アに定めるところにより協力医療機関を定める場合であって、複数の医療機関を協力医療機関として定めることによりア(ア)から(ウ)までに掲げる要件を満たすこととなるときは、これらの医療機関を協力医療機関として定めることができる。

ウ 指定地域密着型介護老人福祉施設等は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、市長に届け出なければならないこととする。

エ 指定地域密着型介護老人福祉施設等は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めるとともに、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

オ 指定地域密着型介護老人福祉施設等は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設等に速やかに入所させることができるように努めなければならないこととする。

カ 指定地域密着型介護老人福祉施設等は、現に指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を行っているときに入所者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合のため、あらかじめ、医師及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法を定めておくとともに、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じ、これを変更しなければならないこととする。

(8) ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の基準（第1条関係）

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(9) 指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針（第1条関係）

介護保険法の一部改正に伴い、指定看護小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針において、指定看護小規模多機能型居宅介護は、利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を妥当適切に行うものであることを明確にする。

(10) テレビ電話装置等を活用した利用者への面接（第3条、第4条関係）

ア 指定介護予防支援事業者の担当職員（指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者にあつては、介護支援専門員）は、次の要件のいずれにも該当する場合において、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（アにおいて「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができるこ

と。

- c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握することができない情報について、担当者から提供を受けること。

イ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接することとする。

ウ 指定居宅介護支援事業者の介護支援専門員は、ア(ア)及び(イ)の要件のいずれにも該当する場合において、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(11) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者に係る指定介護予防支援の基準（第3条関係）

地域包括支援センターの設置者に加えて、指定居宅介護支援事業者も指定介護予防支援の指定を受け、指定介護予防支援を提供することができるようになったことから、指定居宅介護支援について指定を受けている指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者」という。）について、必要な基準を次のとおり定める。

ア 人員に関する基準

(ア) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所（アにおいて「指定介護予防支援事業所」という。）ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

(イ) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者として主任介護支援専門員（主任介護支援専門員の確保が著しく困難であることその他やむを得ない理由がある場合にあつては、介護支援専門員）を置かなければならない。

(ウ) 指定介護予防支援事業所の管理者は、次に掲げる場合を除き、専らその職務に従事する者でなければならない。

- a 管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

- b 管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予

防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。)

イ 運営に関する基準

(ア) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得た上で、指定介護予防支援に係る利用料のほか、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができることとする。

(イ) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、介護予防サービス計画の検証の実施に当たって、市長から介護予防サービス計画の実施状況その他の一定の事項に関する情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならないこととする。

(12) 指定居宅介護支援の基準（第4条関係）

ア 指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない常勤の介護支援専門員の員数の基準を次のとおり定める。

(ア) (イ)の場合以外の場合における指定居宅介護支援事業所ごとに置かなければならない常勤の介護支援専門員の員数の基準を次のとおり改定する。

現 行	改 正
利用者の数が35又はその端数を増すごとに1	利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じて得た数を加えた数。(イ)において同じ。)が44又はその端数を増すごとに1

(イ) 指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における常勤の介護支援専門員の員数の基準は、利用者の数が49又はその端数

を増すごとに1とする。

イ 公正性及び中立性の確保のための取組の見直し

指定居宅介護支援事業者に義務付けられていた、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、次の事項に関して説明を行い、理解を得ることについて、努力義務とする。

(ア) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（(イ)において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合

(イ) 前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数の中に同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

ア 指定地域密着型サービス等の運営に関する基準のうち、重要事項の揭示に係る措置に関するものは、施行日から令和7年3月31日までの間は、適用しない。

イ 指定地域密着型サービス等の運営に関する基準のうち、次に掲げる措置に関するものは、施行日から令和9年3月31日まで（(ア)にあつては、令和7年3月31日まで）の間は、努力義務とする。

(ア) 身体的拘束等の適正化に係る措置（指定小規模多機能型居宅介護事業者、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者に対し、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催すること等を義務付けるものに限る。）

(イ) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担の軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る措置

(ウ) 協力医療機関との連携に係る措置（指定地域密着型介護老人福祉施設等

に対して、一定の要件を満たす医療機関を協力医療機関としてあらかじめ定めることを義務付けるものに限る。)

(根拠法令)

介護保険法

第78条の4 指定地域密着型サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第81条 指定居宅介護支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める員数の介護支援専門員を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第115条の14 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

第115条の24 指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに、市町村の条例で定める基準に従い市町村の条例で定める員数の当該指定介護予防支援に従事する従業者を有しなければならない。

2 前項に規定するもののほか、指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準及び指定介護予防支援の事業の運営に関する基準は、市町村の条例で定める。

